

環境対応車導入促進事業助成金交付要綱

平成20年5月14日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、貨物自動車の排出ガス問題等の環境保全対策を推進するため、会員事業者に対し環境対応車の導入を促進し、二酸化炭素（CO₂）及び窒素酸化物（NO_x）排出量の削減に資するため、環境対応車の導入促進助成金の交付に係わる、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 「環境対応車」とは、ディーゼルトラックの最新排ガス規制適合車に比べ、二酸化炭素（CO₂）または窒素酸化物（NO_x）排出量が少ない貨物自動車であって、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が指定する自動車とする。

(環境対応車導入に対する助成)

第3条 会員事業者が環境対応車を導入しようとするときは、予算の範囲内において、導入に要する費用の一部を助成する。

但し、環境対応車の導入がリース契約の場合は、全ト協が認定した登録リース会社に限る。

(助成額の算定)

第4条 会員事業者への助成金交付額は、別途、全ト協及び県ト協の定める助成額とする。

但し、当初の導入計画を超えて導入する場合の1台当たりの助成額は、当初の導入計画に相当する助成額を変更後の導入台数で除した金額とすることができる。

(助成金の交付申請)

第5条 会員事業者は、第3条の助成を受けようとするときは、車両を登録する前に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」により1月31日までに申請するものとする。

(交付金の決定、通知)

第6条 会員事業者から前条により申請があったときは、審査のうえ、適切であると認めた場合は、予算の範囲内で、第3条、第4条の規定に基づき助成金の交付額を決定し、環境対応車導入促進助成金交付決定通知書により、当該事業者（リースによる場合はリース会社）に対して通知するものとする。

(実績報告・助成金の支払)

第7条 車両の登録完了後1ヶ月以内に実績報告書を提出するものとする。

但し、領収書を期限内に添付できない場合は、3ヶ月以内に領収書（写）を提出するものとする（年度末の提出は2月末までとする）。

2. 助成金の支払いは、会員事業者（リースによる場合はリース会社へ）へ支払うものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2. 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、県ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。但し、当該車両が第9条に定める処分制限期間を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りでない。

1) 助成金の交付の決定内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故または火災等により当該車両が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

4) 事業者が会員資格を失ったとき、または助成を受けた車両を他の都道府県への配置換えを行ったとき。

3. 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、事業者に対し前項の事由の発生した期間に応じ、期限を定めて返還を求めることができる。

4. 事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく県ト協に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報 告)

第10条 助成金を受けた事業者に対し、必要に応じ、第3条に関して報告を求めることができるものとする。

(雑 則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、全ト協の定める実施要領によるほか、関係者で協議のうえ決定するものとする。

(付 則)

この要綱は、平成10年12月21日から施行する。

一部改定 平成29年3月8日

申請日

令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成金交付申請書

トラック協会 会長殿

申込者 (導入事業者)	会 社 住 所	〒 - 都道府県	TEL :
	会 社 名 称	ふりがな	FAX :
	代表者の役職・氏名	ふりがな	(印) 角印も可
申込責任者 (導入事業者)	営 業 所		
	役職・氏名		
	連 絡 先 在 地	〒 - 都道府県	TEL : FAX :

リース会社 (リースの場合)	会 社 住 所	〒 - 都道府県	
	会 社 名 称		担当者氏名
	担当者連絡先	TEL :	FAX :

下記の車両について、導入の申請をいたします。(※印は該当する項目を○で囲む)(要見積書の写し添付)

導 入 方 法	種 別	*リース(リース期間3年・4年・5年・その他(年))・買取り		
	メーカー名・車名	*ハイブリッド・CNG・LNG・電気・FCV		
	メーカー名	車名(通称名):		
	車 両 の 型 式	区分※	小 ☐ 中 ☐ 大 ☐	
	※区分は実施要領の参考車両型式に示すとおり			
	台 数	台	登録予定日	年 月 日
車 両	営 業 所			
	車 検 証 の 使 用 の 本 拠 の 位 置	都道府県		

販売会社※	社名・支店・営業所等			
	連 絡 先 在 地	〒 - 都道府県	TEL :	
	担 当 者 名	FAX :		

※都道府県トラック協会使用欄(申請者は記入しないでください。)

確認番号

公益社団法人 全日本トラック協会会長殿

令和 年 月 日

協会名

会長名

※②枚目に押印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請します。

※申請する台数分の助成額合計

全ト協助成金額	円※	地方ト協助成金額	円※
---------	----	----------	----

①都道府県トラック協会

令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成事業実績報告書（購入）
（助成金交付請求書）

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所
会社名
代表者

⑩

環境対応車導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、助成金の支払いについて、
下記のとおり請求します。

記

1. 確認番号：

2. 事業所の名称：

3. 対象車両：

- (1) 種別（☐天然ガス自動車、☐ハイブリッド自動車、☐電気自動車）
(2) 台数 台

4. 車両登録日： 令和 年 月 日

5. 車両登録番号：

6. 助成金支払い請求額： _____ 円

7. 振込先銀行口座

- ・銀行名： ☐銀行・☐信用金庫・☐信用組合
・支店名： ☐本店・☐支店
・預金種別： ☐普通・☐当座
・口座番号：
フリガナ
・口座名義：

8. 申請担当者

- ・氏 名：
・電話番号：
・FAX番号：

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1～6までの内訳を別紙に記載し、添付する。

2. 添付書類

- (1) 導入した環境対応車の車両検査証（写）
(2) 車両代金支払いに係る領収書（写）

令和 年 月 日

環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）
（助成金交付請求書）

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所
会社名
代表者

⑩

環境対応車導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、助成金の支払いについて、
下記のとおり請求します。

記

1. 確認番号：
2. 事業所の名称：
3. 対象車両：
 - (1) 種別（☐天然ガス自動車、☐ハイブリッド自動車、☐電気自動車）
 - (2) 台数 台
4. 車両登録日： 令和 年 月 日
5. 車両登録番号：
6. 助成金支払い請求額： _____ 円
7. 振込先銀行口座
 - ・銀行名： ☐銀行・☐信用金庫・☐信用組合
 - ・支店名： ☐本店・☐支店
 - ・預金種別： ☐普通・☐当座
 - ・口座番号：
 - フリガナ
・口座名義：
8. 申請担当者
 - ・氏 名：
 - ・電話番号：
 - ・FAX番号：

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1～6までの内訳を別紙に記載し、添付する。

2. 添付書類

- (1) リース契約書（写）
- (2) 導入した環境対応車の車両検査証（写）